

災害時における調査の相互協力に関する協定

京都市（以下「甲」という。）と、公益社団法人 土木学会関西支部（以下「乙」という。）とは、災害時における調査の相互協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な気象現象、予期できない災害等により、甲が所管する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、市民の安全・安心の確保と土木技術の向上に資することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、京都市域内の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、前条に定める範囲において災害等が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査、判断が必要と認めるときは、様式第1号により乙に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
2 乙は、前項に定める要請があったときは、速やかに調査団を結成して状況を調査し、調査結果を甲に報告するものとする。ただし、調査が実施できない場合には、その旨を甲に回答するものとする。
3 乙は、前条に定める範囲において災害が発生し、自主的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、様式第1号により甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。
5 乙は、第3項に定める調査を実施したときは、調査結果を甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、前条第1項及び第3項の要請に係る連絡体制をそれぞれ事前に定め、相互に報告するものとし、変更する都度、報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、費用が発生した場合は、甲が費用を負担するものとする。
2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査において費用が発生した場合は、乙が費用を負担するものとする。

（成果の公表及び目的外の使用）

第6条 第3条第1項に定める調査の成果について、乙がその成果を公表又は目的外に使用する場合には、甲が確認したうえで行うものとする。

2 第3条第3項に定める調査の成果について、甲がその成果を公表又は目的外に使用する場合には、乙が確認したうえで行うものとする。

（損害の負担）

第7条 調査の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかに、状況を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する負担については、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第8条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定の期間の満了の日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、甲乙協議のうえ、本協定は廃止することができるものとする。

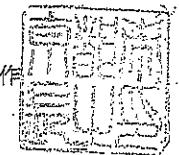
（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月2日

甲 京都市
市長 門川大作



乙 公益社団法人土木学会関西支部
支部長 森昌文

